

## 1. 本ガイドラインについて

当団体は、今までのガイドライン運用中に蓄積されたノウハウを活かし、新たな「感染症予防に関するガイドライン2024」を作成し、新型コロナウイルスを含む感染症の予防に取り組みながら、参加者や関係者が安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

- (1) 活動における感染防止については、文部科学省から2023年4月28日に発令された「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策についての通知、及び2023年5月8日付の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを参考とする。
- (2) 全般的な感染防止については、厚生労働省の2023年5月1日発表による「新型コロナウイルス感染症の感染対策について」を参考とする。

## 3. 具体的な感染防止対策

### (1) 事業計画におけるリスクと対策

- ① 実施日までの感染予防対策 参加者には実施日前の3日間の健康状態（体温・睡眠時間・食欲・排便・体調）を記入した健康チェックシートを回収する。
- ② 前日までの体調不良の場合には参加の取り消しを求めることが可能であることの上承を得る。
- ③ 実施日前日までの職員、関係者の健康状態を管理し、前日の健康状態をチェックし、体調不良と認められる場合には参加を中止する。

### (2) 事業実施におけるリスクと対策

- ① マスクの着用は参加者の判断に任せる。職員、及び関係者のマスクの着用に関しても、原則、各自の判断に任せるが、状況によってはマスクの着用を求める場合がある。  
また、感染症（季節性の感染症を含む）の流行兆候が見られる場合には、必要に応じて、参加者及び職員、関係者へマスクの着用を求めることがある。
- ② 手洗いおよび手指消毒はトイレ使用時、調理時、食事時に実施する。手洗いの際には共用のタオル、ハンカチは使用せず、原則、各自の持参したものを使用する。
- ③ 実施日に職員、参加者の体調の確認を行い、参加者から健康チェックシートを回収する。

- ④ 移動においては、公共交通機関の利用の場合には安全面や他の乗客への迷惑にならないためになるべく車両を分散した乗車を行う。貸切バス利用の場合には、原則バス会社の方針に従うが、車内の換気ができている場合にはマスクの着用は各自の任意とする。
- ⑤ 調理プログラムの際には衛生面を考慮して、調理の内容に応じて、使い捨ての手袋を参加者、職員及び指導スタッフは使用する。

(3) 活動実施中に体調不良者が出た場合

活動への参加前に活動中の体調不良の場合には保護者に引き取りにきてもらうことを伝えておき、症状によって、お迎えをきてもらう対応をお願いする。活動中に、発熱や風邪等の症状が出た場合には、他の参加者と隔離し、必要に応じて医療機関の受診する。また帰宅後の経過について、保護者に事後連絡をお願いし、感染症等の発症の場合には他の参加者、関係者にも連絡、報告する。